

J:COM北九州芸術劇場 市民ギャラリー 使用のご案内

令和8年10月1日現在

J:COM北九州芸術劇場では、芸術文化及び地域文化振興のため、市民ギャラリーを無料で貸し出しています。市民のみなさんが気持ちよくギャラリーを使えるようご協力をお願いします。

1.使用のご案内

対象	北九州市を活動の拠点とし、芸術文化活動を行う3名以上の団体(個展不可)	
使用条件	(1) 芸術文化及び地域文化の振興に関わる <u>絵画</u> ・ <u>写真</u> ・ <u>グラフィックス</u> <u>立体造形物</u> 等の展示 (2) 3名以上の作品を展示し、出品者の半数は <u>北九州市在住</u> 、 または <u>北九州市への勤務・通学者</u> であること (3) 次項に挙げる、使用期間・使用時間全てに継続して展示できること	
使用期間	(1) 1企画につき7日間(水曜日～翌週火曜日) ※ただし抽選会日程の4月・10月第一火曜日を含む週は使用期間を6日とする。 (2) 同一団体による使用は1年度に1回のみとする ※ただし、後期で抽選会実施後に空き枠がある場合は、前期使用団体の申し込みを1回に限り許可する。	
使用時間 ※令和8年度より	10時00分～18時00分 ※上記の範囲内で任意に設定可能。開場・閉場時刻は、使用前の打合せ時に決定する。	
	使用初日(水曜日)	10時以降の任意の設定時刻より搬入・設営開始可能。
	使用最終日(火曜日)	17時までに搬出・撤収完了。
休館日	12月29日～翌年1月3日(ほかに臨時休館日あり)	
使用料金 その他経費	(1) 会場および貸出備品は無料 (2) 搬入・搬出・設営経費など(1)以外は使用者負担とする ※搬入・搬出・設営は使用者が行うこと。 ※貸出備品の紛失または著しい破損・汚損等の場合は実費負担とする。	
使用許可基準	次項に該当するときは、使用を許可しないものとする (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき (2) 販売の目的で展示、または展示するおそれがあるとき (3) 入場料またはその他の料金を徴収するとき (4) 当ギャラリーやリバーウォーク北九州館内等、施設を損傷するおそれがあると認められるとき (5) その他ギャラリーの管理または運営に支障を及ぼすおそれがあるとき 施設利用の際の暴力団排除について 施設の使用が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団をいう。)を利するおそれがあるとわかった場合、使用団体が暴力団であるかどうかについて、関係官庁に照会を実施する。照会により、使用団体が暴力団であることが判明したときは、使用許可の取消しを行う。	
使用許可の 取り消しなど	使用者が次項に該当する時は、使用の許可を取り消し、使用を停止し、または使用許可の条件を変更する。この場合、使用者は北九州市および(公財)北九州市芸術文化振興財団に損失を求めないものとする (1) 上記使用条件または使用許可基準に違反したとき (2) 承認された内容などを勝手に変更し、申込以外の目的でギャラリーを使用しようとしたとき (3) 使用者の名義を理由なく変更したとき、または権利を他に譲渡・転貸したとき (4) 当ギャラリーの設置の目的に反するとき (5) 虚偽その他不正な手段により使用の許可を受けたとき (6) この規程もしくはこれらに基づく処分に違反し、またはこれらに基づく関係職員の指示に従わないとき (7) 「使用遵守事項」(打合せ時に説明)を遵守していないとき (8) その他ギャラリーの管理に支障を及ぼすおそれがあるとき	

2.使用の申し込み

使用受付		(1) 1年を前期と後期に分け、下記期日に抽選を実施										
			<table><tr><td></td><td>抽選実施期日</td><td>使用対象期間</td></tr><tr><td>前期</td><td>4月第一火曜日</td><td>同年10月～翌年3月</td></tr><tr><td>後期</td><td>10月第一火曜日</td><td>翌年4月～9月</td></tr></table>		抽選実施期日	使用対象期間	前期	4月第一火曜日	同年10月～翌年3月	後期	10月第一火曜日	翌年4月～9月
			抽選実施期日	使用対象期間								
		前期	4月第一火曜日	同年10月～翌年3月								
後期	10月第一火曜日	翌年4月～9月										
※使用期間の一部日程が対象期間を超えたとしても、使用期間の初日が対象期間に含まれる場合は当該対象期間に含みます。(例：9月30日～10月6日の場合は、前期利用期間とみなす)												
(2) 抽選結果順に使用日を決定												
(3) 抽選会終了後の空き枠については、開催2カ月前の月末まで順次受付												
抽選会について	抽選会場	J:COM北九州芸術劇場・市民ギャラリー（リバーウォーク北九州5階）										
	抽選時間	受付開始	抽選日の10時30分									
		抽選開始	抽選日の11時00分									
	抽選参加について	抽選参加は、1団体あたり、1件の申し込み 本書記載の使用許可基準および「使用遵守事項」に違反する場合や違反が判明した場合、使用の許可を取り消し、使用を停止、または使用許可の条件を変更する。この場合、使用者は北九州市および（公財）北九州市芸術文化振興財団に損失を求めないものとする。										
キャンセル待ち	抽選会終了後、当日午後より受付開始											
キャンセルペナルティについて	原則、申込完了後のキャンセルは不可 使用者の都合によるキャンセルの場合、1回抽選会への参加不可とする キャンセル連絡が使用予定月3ヶ月前の1日以降の場合、本来参加可能な一番直近の抽選会への参加が不可となる （例：5月利用→2月1日過ぎのキャンセル連絡→10月の抽選会への参加不可）											

3.催事開催にあたって

事前打合せ	(1) <u>使用月の概ね2ヶ月前に</u> 、使用時間、会場レイアウト等、展示に関する打合わせを行う (2) 打合せは全て <u>担当者に連絡・実施</u> とする (3) 打合せには <u>使用申込書の写し・受付時配付書類一式を持参</u> すること
搬入・搬出	(1) 搬入・搬出時はリバーウォーク北九州駐車場（6～10階／車高制限2.1m）などの <u>一般駐車場の利用</u> とする（駐車料金は使用者負担） (2) 一般駐車場を使用して搬入不可能な作品については原則として展示不可 (3) リバーウォーク北九州周辺の <u>路上への駐車車は厳禁</u> とする (4) 搬入・搬出時にはリバーウォーク北九州館内施設（壁・床・展示物など）や駐車車両、リバーウォーク北九州利用者に対する搬入出物の落下、接触などによる事故や負傷について十分留意すること。また、当該の事故や負傷に対して北九州市および（公財）北九州市芸術文化振興財団はその賠償の責めを負わない
展示物・手回品の管理及び損害の責任	(1) 使用期間中は、使用者がギャラリーに常駐し、展示物・手回品管理を行うこと (2) 使用期間中、展示物・手回品品の紛失、盗難、破損、その他いかなる事故が生じて、北九州市および（公財）北九州市芸術文化振興財団はその賠償の責めを負わない

お問合せ

(公財)北九州市芸術文化振興財団 経営企画室
TEL093-562-2520（平日10-17時）